

甲府市SDGs推進助成金Q&A (令和6年5月1日版)

【対象者】

- Q. 「甲府市SDGs推進パートナー」に登録されていなくても助成してもらえますか。
- A. 本助成制度の対象は、「甲府市SDGs推進パートナー」に登録されている又は助成金の交付決定までに登録見込みのある企業・団体等です。

【助成額等】

- Q. 異なる複数の事業を実施している場合に、合計額が50万円以下であれば複数の事業を申請できますか。
- A. 交付回数は、1団体1回ですので、複数の事業を申請することはできません。複数の事業を統合して1つの事業として実施することができないかご検討ください。
- Q. パソコンやタブレット端末、机、椅子など、備品購入費は助成の対象となりますか。
- A. 他の事業においても使用が可能であり、汎用性が高いものは助成対象外となります。ただし、事業実施に欠かせない場合は個別に審査しますので、ご相談ください。
- Q. イベントの実施にあたってアルバイトを雇った際の経費は助成の対象となりますか。
- A. 団体の構成員への人件費となるため、助成の対象とはなりません。ただし、警備や会場設営等、団体では実施が困難な事務を外部に委託した場合の費用は助成の対象となります。
- Q. 消耗品などをインターネットで購入した場合、助成の対象となりますか。
- A. インターネットでの購入であっても助成の対象となります。実績報告時に領収書の添付が必要となりますので、領収証の保管をお願いします。
- Q. 領収書の宛名が法人名や代表者名ではなく、個人名ですが良いですか。
- A. 申請者名以外の領収書では助成が認められない場合がありますので、法人名や代表者を宛名とする領収書を提出してください。
- Q. 領収書が発行されない場合がありますが、その場合はなにを提出したら良いですか。
- A. 払込の完了が確認できる書類と費用明細がわかる書類をご提出ください。
- Q. 消費税の取り扱いはどうすればいいですか。
- A. 実績報告時の「消費税及び地方消費税に関する届出」により、免税事業者や簡易課税方式等の選択により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が0円となる団体は、消費税及び地方消費税分を含めた経費で報告して構いません。それ以外の団体は、経費に消費税及び地方消費税分を含めて報告した場合は、消費税等の確定申告により、当該仕入控除税額が確定した後、速やかに報告を行い、当該仕入控除税額相当額の返金をお願いします。経費に消費税及び地方消費税分を控除して報告した場合は、仕入控除税額の金額にかかわらず、報告や返金は不要です。

【申請の方法について】

Q. 申請書の提出は郵送でも良いですか。

A. 窓口のほか、郵送での申請も受け付けます。ただし、郵送の場合は募集期限内に届くようにお送りください。募集期間外に届いたものについては受理いたしかねます。

Q. 複数の団体に連携して事業を実施する際、申請者は複数団体の連名となりますか。

A. 申請は、代表となる団体名で申請してください。また、助成金は、申請者宛てに振り込むため、複数の団体に分割して振り込むことはできません。

Q. 事前相談は必ず行わなければなりませんか。

A. 本申請を行う前に必ず行ってください。なお、事前相談は原則として市役所本庁舎で対面にて実施しますので、来庁する日時等の調整も含めて、事前にSDGs推進課へご連絡をお願いします。
(連絡先：SDGs推進課 055-237-5289)